

浄化槽清掃業の手引

令和6年2月

東京二十三区清掃協議会

目 次

◇ 凡 例

◇ 担当部署一覧

I 浄化槽の基礎知識	1
1 浄化槽とは	1
2 浄化槽清掃業と浄化槽保守点検業	1
3 浄化槽清掃業と一般廃棄物収集運搬業	2
II 浄化槽清掃業に関する遵守事項	3
1 浄化槽清掃業の許可の基準	3
2 浄化槽の清掃の技術上の基準	4
3 標識の掲示	4
4 帳簿書類の作成及び保存	5
5 浄化槽汚での適正処理	6
III 浄化槽清掃業の事務手続	8
1 許可証再交付申請	8
2 許可申請記載事項変更届	9
3 浄化槽清掃業廃業等届	12
4 浄化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）	13
IV 行政指導、行政処分等	14
1 報告徴収	14
2 立入検査	14
3 行政処分	14
4 罰則	15
V 関係法令等	16
・浄化槽法（抜すい）	16
・環境省関係浄化槽法施行規則（抜すい）	22
【参考資料】	
・浄化槽保守点検業登録制度の廃止について（平成 18 年通知）	25

【様式・見本一覧】

1	許可証再交付申請書	27
2	許可申請記載事項変更届	28
3	浄化槽清掃業廃業等届	29
4	浄化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）	30
5	浄化槽清掃業の許可に係る 欠格条項に該当しない者である旨の誓約書	31
6	従業員名簿	32
7	浄化槽清掃業の営業に関し 成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書	33
8	作業台帳	34
9	浄化槽清掃記録	35
10	浄化槽の清掃に関する契約書	36

凡 例

清掃協議会	東京二十三区清掃協議会
法	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
施行規則	環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚令第 17 号）
廃掃法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

担当部署一覧

* 浄化槽清掃業の許可、実績報告書に関すること

東京二十三区清掃協議会 事業調整課 許可係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 12 階

（電話）03-6238-0562～8 （F A X）03-6238-0550

（メール）t23kyoka@union.tokyo23-seisou.lg.jp

※ 電子データによる様式の送付を希望する場合は、E メールで請求してください。

* 浄化槽汚での搬入、受付カードに関すること

東京二十三区清掃一部事務組合 品川清掃作業所

〒140-0003 東京都品川区八潮一丁目 4 番 11 号

（電話）03-3799-5361

※組織改編等により変更になる場合がございます。

I 浄化槽の基礎知識

1 浄化槽とは

(1) 浄化槽の定義（法第2条第1号）

水洗トイレの汚水と台所・風呂場等の雑排水を微生物の働きで浄化処理し、下水道以外（河川等）に放流するための設備（施設）のことを浄化槽といいます。

※ 浄化槽と同じ構造をしている污水处理施設であっても、処理された水が下水道に接続されている場合は法律上の浄化槽には該当しません。

(2) 単独処理浄化槽（単独槽）と合併処理浄化槽（合併槽）

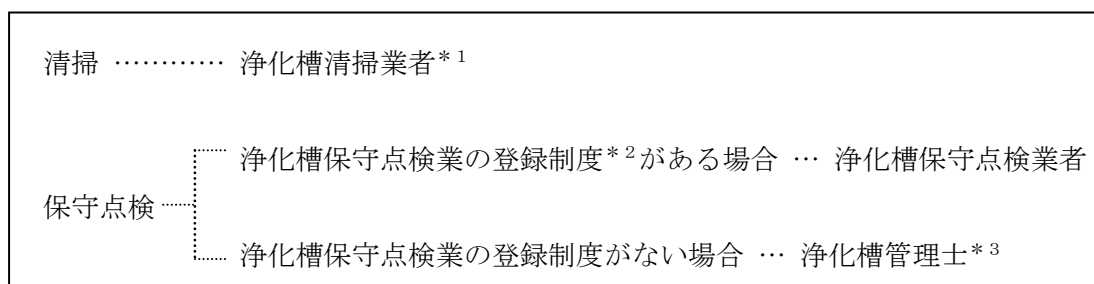
浄化槽には単独槽と合併槽があります。

単独槽は水洗トイレの汚水（し尿）のみを処理する浄化槽ですが、平成12年の法改正によって法律上の浄化槽からは除外されたため、現在残存している単独槽のことを「みなし浄化槽（法第3条の2第2項、施行規則第1条）」と呼んでいます。

合併槽は水洗トイレの汚水（し尿）、台所、風呂場等の雑排水も併せて処理することができる浄化槽です。現在、新しく浄化槽を設置する場合は、原則として合併槽でなければ設置できません。

2 浄化槽清掃業と浄化槽保守点検業

浄化槽の維持管理（清掃、保守点検、法定検査の受検等）は、浄化槽管理者（設置者、使用者等）が責任を負うこととされていますが、清掃と保守点検については下記の許可又は免状を受けている者に委託することができます。（法第10条第3項）



*1 市町村長の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者（法第2条第9号、第35条第1項）

*2 都道府県（保健所を設置する市、特別区）が条例で設けることができる制度（法第48条第1項）

*3 浄化槽管理士免状の交付を受けている者（法第2条第11号、第45条第1項）

※ 特別区では平成17年度末をもって保守点検登録制度を廃止したため、保守点検は浄化槽管理士に委託することとなります。（p.25～26参照）

3 浄化槽清掃業と一般廃棄物収集運搬業

浄化槽内に生じた汚でい、スカム（水面に浮いたカス）等の引出し、その後の調整や装置の洗浄等を行うことを浄化槽の清掃とといいます。（法第2条第4号）

清掃の際に引き抜いた汚でいは一般廃棄物に該当し、その排出者は浄化槽管理者です。そのため、浄化槽清掃業者が浄化槽管理者から清掃の委託を受けた場合、引き抜いた汚でいを運搬するために一般廃棄物収集運搬業（汚でい）の許可も必要となります。

II 浄化槽清掃業に関する遵守事項

浄化槽清掃業を行うにあたっては、次の事項を遵守してください。

1 浄化槽清掃業の許可の基準（法第 36 条）

(1) 浄化槽清掃業の許可の技術上の基準（法第 36 条第 1 号、施行規則第 11 条）

浄化槽清掃業は、法令で定める浄化槽清掃業の許可の技術上の基準を満たしていなければなりません。清掃のための器具の所有について定めがありますので、遵守してください。また、浄化槽清掃業の許可基準のひとつとして「浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。」があります。この中で「専門的知識、技能」については、汚水処理原理、浄化槽の構造・機能、清掃の作業実務、汚水の収集・運搬・処理・処分、作業の衛生及び安全対策等に十分な専門的知識並びに技能を有していることが求められています。

下記の講習会の修了者又は、これと同等の知識及び技能を有する者が在籍している清掃業者は、この基準を満たしていることとなります。

- ア 浄化槽清掃技術者講習会（日本環境整備教育センター）
- イ 浄化槽技術管理者講習会（日本環境整備教育センター）
- ウ 浄化槽管理技術者資格認定講習会 B コース（旧日本浄化槽教育センター）
- エ 浄化槽管理技術者資格認定講習会（旧日本浄化槽教育センター）

浄化槽の技術は日々進歩していることから、浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関する新しい技術について積極的に取得するよう努めることが求められています。

特に、上記講習会の修了者が現在在籍していない清掃業者にあつては、清掃作業に従事している従業員が「浄化槽清掃技術者講習会」を受講するよう努めてください。

(2) 浄化槽清掃業の欠格要件（法第 36 条第 2 号）

法第 36 条第 2 号には欠格要件が規定されています。欠格要件に該当した場合は、許可取消などの行政処分の対象になってしまうので、注意してください。

(p. 14 「3 行政処分」参照)

2 浄化槽の清掃の技術上の基準（法第4条第8項及び第9条、施行規則第3条）

浄化槽の清掃を行うときは、法令で定める浄化槽の清掃の技術上の基準に従い実施しなければなりません。清掃の対象となる単位装置ごとに、作業手順や汚での引出量等に関する規定が設けられていますので遵守してください。

また、各区の浄化槽指導要綱等において、清掃作業にあたっては、浄化槽の清掃の技術上の基準に従うほか下記の事項を行うこととされています。

- (1) 作業の安全と周辺的环境衛生に十分配慮すること。
- (2) 浄化槽管理者又はその代理人等に立会を求め、清掃終了後は確認を受けること。
- (3) 清掃の実施にあたっては、所定の清掃器材を用いること。
- (4) 清掃実施後は、清掃の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存すること。
- (5) 清掃の結果、浄化槽に異常を認めた時は速やかに浄化槽管理者に報告すること。
- (6) 浄化槽の清掃に関する新しい技術について、積極的に取得に努めること。

3 標識の掲示（法第39条、施行規則第13条、様式第1号の4）

浄化槽清掃業者は、営業所ごとに、見やすい場所に、下記事項を記載した標識を掲げることが義務づけられています。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 許可を行った市町村長名
- (3) 許可番号、許可年月日及び許可の期間

浄化槽清掃業の許可	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
許可を行った市町村長名	
許可番号	
許可年月日 (許可期間)	年 月 日 (期間)

【 標識のサイズ： 縦 35 cm以上 × 横 40 cm以上 】

4 帳簿書類の作成及び保存

(1) 作業台帳（法第 40 条、施行規則第 14 条）【見本 1】

浄化槽清掃業者が法令に従い、適正に日々の業務を行っていることを確認するため、営業所ごとに環境省令で定める事項を記載した帳簿を作成することが義務づけられています。様式に定めはありませんが、下記事項に注意してください。

ア 帳簿は 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後営業所別に 5 年間保存してください。

イ 清掃作業を行った浄化槽別に下記事項を記載してください。

(ア) 清掃年月日

(イ) 清掃を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所

(ウ) 一般廃棄物処理業に関する作業台帳と兼用できますが、その場合、浄化槽汚での処理に関する下記の事項も記載してください。（廃掃法第 7 条第 15 項、同法施行規則第 2 条の 5）

なお、「一般廃棄物処理業の手引」も参照してください。

- a 収集（運搬）年月日（＝清掃年月日）
- b 作業場所の名称（＝浄化槽管理者）及び所在地（＝浄化槽の設置場所）
- c 収集量（汚でい引出量）及び処理料金
- d 運搬先別処分量（＝収集量）

(2) 浄化槽清掃記録（法第 10 条第 3 項、施行規則第 5 条第 2 項）【見本 2】

浄化槽清掃業者が清掃作業を実施した場合、その清掃記録を 2 部作成し、1 部を浄化槽管理者に交付し、1 部を自ら 3 年間保存することが義務づけられています。清掃の結果、当該浄化槽がどのような状態にあるかを浄化槽管理者に通知し、浄化槽の機能の維持を徹底するためにも必ず作成してください。様式に定めはありませんが、下記事項は必ず記載してください。

ア 清掃年月日

イ 浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所

ウ 浄化槽の構造（容量、処理方式）

エ 浄化槽汚での引出量及び処分先

オ 清掃後の浄化槽の状況（異常の有無等）

カ 浄化槽管理者への連絡事項（維持管理上必要な事項等）

キ 浄化槽管理者の確認印

ク 清掃作業責任者の確認印

5 浄化槽汚での適正処理

浄化槽の清掃により発生した汚では、一般廃棄物に該当するため各区の一般廃棄物処理計画に基づき適正に処理しなければなりません。

浄化槽汚での収集運搬にあたっては、し尿混じりのビルピット汚や事業系し尿の場合と同様、一般廃棄物処理基準（廃掃法第6条の2第2項）を遵守し、生活環境に支障が生じないように行ってください。（廃掃法第7条第13項）

また、次の事項については特に注意してください。

(1) 汚でい処理の再委託の禁止について

一般廃棄物の処理を他人に再委託することは法律で禁止されています。また、自己の名義をもって他人に営業をさせることも禁止されています。（廃掃法第7条第14項、同第7条の5）

このため、浄化槽汚での収集運搬は、委託を受けた収集運搬業者（清掃業者）が自ら適正に行わなければなりません。再委託等を行うことにより、浄化槽汚でいが不適正に処理されることを防止するためにも、自らの責任で処理ができる範囲の業務を受けようとしてください。なお、事業停止命令や改善命令に従わない場合、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

(2) 汚での「積替え」「積置き」について

浄化槽汚でいを運搬車両に積み置くことは、廃掃法及び各区の条例に違反することになります。また、積んでいる汚でいからメタンガスが発生することにより車両が爆発するおそれもあります。浄化槽汚でいを積み置いている間は、浄化槽汚でい以外の汚でいを収集できなくなり、車両の稼働が非効率になります。浄化槽汚でいは、収集したその日のうちに処理施設に搬入するようにしてください。

同様に、浄化槽汚でいを別の車両に積み替えることも禁止されています。このため、浄化槽汚でいを積み替えることのない作業計画を作成してください。

(3) 運搬車両及び清掃器材の維持管理の徹底について

汚でいの運搬車両には、タンクから悪臭が外部に漏れることを防止するために脱臭装置が設置されています。薬剤は消耗品ですので必ず定期的に補充し、悪臭が漏れることにより、生活環境を悪化させることのないよう徹底してください。また、活性炭を使用している場合についても、消臭機能が低下する前に交換してください。

併せて、車両の各装置について定期的に整備点検を実施し、汚でいの収集運搬の作業に支障が生じないように努めてください。（特にホースの破損に注意してください。）

また、清掃に使用する器材についても、現場作業の際に支障が生じないように定期的に整備点検を行ってください。

(4) 車両の運行管理状況の把握について

汚でいの収集運搬について、車両の運行と汚でいの処理を併せて管理することにより、適正に業務を実施していることを確認できるよう車両の運転日報を作成してください。

(5) 搬入伝票の取扱いについて

浄化槽汚でいを品川清掃作業所に搬入する場合、一般廃棄物（し尿・汚でい）搬入伝票を提示することが義務づけられています。このうち、D票については作業所で打刻を受けた後、当該浄化槽の所在する区に送付することとされています。

ただし、練馬区については、D票を排出事業者に送付してください。

搬入伝票の作成にあたっては、業者番号や汚でいの運搬量等の記入事項について正確に記入するよう十分に注意してください。

なお、浄化槽汚でいを搬入するにあたっては、関係規定を遵守し、作業所の指示に従ってください。

【参考】品川清掃作業所への浄化槽汚でいの搬入に関する規定

- 1 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例
- 2 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則
- 3 東京二十三区清掃一部事務組合浄化槽汚泥搬入要綱
- 4 東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物（し尿・汚泥）搬入伝票及びその取扱いに関する要綱
- 5 東京二十三区清掃一部事務組合品川清掃作業所へのし尿等の搬入に係る受付カードの貸付手続及びその取扱いに関する要綱

Ⅲ 浄化槽清掃業の事務手続

1 許可証再交付申請

許可証は、業を行うための許可を取得している証です。許可証を紛失・き損した場合は、再交付申請をする必要があります。

- (1) 申請前に清掃協議会へ連絡してください。
- (2) 許可証再交付申請書【第1号様式】を提出用と届出者控用の2部作成し、清掃協議会に提出してください。また、き損の場合は許可証を返納してください。許可証の郵送交付を希望する場合は、事前の連絡の際に清掃協議会までお問い合わせください。
- (3) 申請に使用する印鑑は、必ず登録印（印鑑証明書と同じもの）にしてください。
- (4) 再交付申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により金融機関で納付してください。郵送申請の場合は、清掃協議会から別途手続きについてお知らせします。

許可証再交付申請手数料	1区につき 3,000円
-------------	--------------

2 許可申請記載事項変更届（法第 37 条、施行規則第 12 条）

浄化槽清掃業に関し、届出事項に変更が生じた場合は、30 日以内に清掃協議会に届出が必要です。

（1）届出方法

ア 許可申請記載事項変更届【第 2 号様式】を提出用と届出者控用の 2 部作成し、必要書類を添付して、清掃協議会に提出してください。

なお、届出者控用については、添付書類を省略することができ、提出用の写しでも可とします。郵送による届出も可能です。

イ 届出に使用する印鑑は、必ず登録印（印鑑証明書と同じもの）にしてください。

ウ 郵送による届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出てください。

エ 変更事項のうち、下記のいずれかに変更が生じた場合は、許可証の記載事項が変更となるため、新しい許可証を交付します。

1	個人の住所及び氏名
2	法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

なお、変更前の許可証は返却していただくこととなりますが、新しい許可証の用意ができた時点で清掃協議会から交付方法等を連絡しますので、その指示に従ってください。

オ 住民票の写し、印鑑証明書、登記事項証明書等公的機関に発行手数料の支払いを要する書類は原本を添付してください。届出前 3 か月以内に発行されたものに限り
ます。

(2) 変更事項及び添付書類

変更事項		添付書類
1	個人	
	住所	① 住民票の写し * 電話番号の変更を伴う場合は、変更届にその旨記載すること。 ② 印鑑証明書
	氏名	① 住民票の写し ② 印鑑証明書 ③ 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し（両方とも提出すること*1）
2	法人	
	主たる事務所の所在地	① 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） * 電話番号の変更を伴う場合は、変更届にその旨記載すること。 ② 印鑑証明書
	名称	① 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） ② 印鑑証明書 ③ 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し（両方とも提出すること*1）
	代表者の氏名	① 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） ② 印鑑証明書 ③ 欠格条項に該当しない者である旨の誓約書【第5号様式】 * 法人役員又は政令で定める使用人でなかった者が代表者に就任する場合に作成すること。
	役員	① 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） * 登記されていない政令で定める使用人のみの変更の場合は不要。 ② 欠格条項に該当しない者である旨の誓約書【第5号様式】 * 変更が辞任・退任・死亡等、減員のみの場合は不要。 * 新たに役員又は政令で定める使用人に就任する者がいる場合に作成し、その者についてのみ記入すること。 ③ 従業員名簿【第6号様式】 * 採用・退職等変更のあった者のみを記載し、変更年月日及び変更内容を記入すること。
	定款又は寄付行為	① 定款又は寄付行為の写し ② 登記事項証明書
3	登録印鑑	印鑑証明書

4	従業員	従業員名簿 * 採用・退職等変更のあった者のみを記載し、変更年月日及び変更内容を記入すること。
5	浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能等を有する者	浄化槽清掃技術者講習会修了証書の写し等変更内容を証する書類
6	営業所の所在地	① 営業所の案内図 ② 営業所の標識の写真 ③ 営業所の土地及び建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
7	事業の用に供する施設 車庫、洗車場、器具の収納場所	① 車庫、洗車場、器具の収納場所の案内図 ② 車庫、洗車場、器具の収納場所の配置図 ③ 車庫、洗車場、器具の収納場所の写真 ④ 車庫、洗車場、器具の収納場所の土地及び建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
	車 両 (自動車検査証を含む)	① 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し (両方とも提出すること*1) ② 運搬車の写真

*1 令和5年1月以降に発行された自動車検査証は、所有者又は使用者、有効期間の満了日が確認できないため、自動車検査証記録事項の写しと合わせて提出してください。

3 浄化槽清掃業廃業等届（法第 38 条）

浄化槽清掃業を廃業した場合は、30 日以内に清掃協議会に届出が必要です。

(1) 浄化槽清掃業廃業等届【第 3 号様式】に許可証を添えて、2 部（提出用と届出者控用）作成し、清掃協議会に提出してください。なお、届出者控用については、添付書類を省略することができ、提出用の写しでも可とします。郵送による届出も可能です。

(2) 届出人

	事 項	届 出 人
1	死亡した場合	その相続人
2	法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3	法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
4	法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
5	浄化槽清掃業を廃止した場合	浄化槽清掃業者であった個人又は浄化槽清掃業者であった法人の役員

(3) 届出に使用する印鑑は、必ず登録印（印鑑証明書と同じもの）にしてください。

(4) 廃業した時点までの浄化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）【第 4 号様式】を提出してください。

(5) 郵送による届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出てください。

(6) 同時に一般廃棄物収集運搬業（汚でい）も廃業する場合は、一般廃棄物処理業の手引を参照し、届け出てください。

4 浄化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）

浄化槽清掃業者は、毎年、浄化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）【第4号様式】を作成し、清掃協議会へ提出してください。なお、作成にあたっては、下記の事項に注意してください。

- (1) 前年4月1日から3月31日までの実績を集計した実績報告書を4月30日までに提出してください。
- (2) 単独式浄化槽と合併式浄化槽でそれぞれ作成し、単独式浄化槽の分は単独分を、合併式浄化槽の分は合併分を○で囲んでください。
- (3) 実績があった区ごとに集計を行って、作成してください。なお、実績のなかった区については作成不要です。
- (4) 搬入量は、一般廃棄物（し尿・汚でい）搬入伝票又は計量伝票（品川清掃作業所の場合）に基づいて算出し、「kℓ（キロリットル）」単位で記入してください。
なお、1kℓ（キロリットル）未満の端数は、小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで記入してください。

【記入例】 10.009 kℓ ⇒ 10.01 kℓ

ただし、「0.004 kℓ」のように、小数第3位を四捨五入すると数値が「0.00 kℓ」となってしまう場合は、四捨五入せずそのまま小数第3位までの数値「0.004 kℓ」を記入してください。

※浄化槽清掃記録報告書(練馬区のみ)については、提出不要となりました。

IV 行政指導、行政処分等

1 報告徴収（法第 53 条第 1 項）

区は、法令等で定められた基準に従い適正に業務を実施しているかどうかを確認するため、浄化槽清掃業者に対して報告を求めることができます。

浄化槽清掃実績報告書【第 4 号様式】のほかにも、浄化槽清掃業に関する事項について報告を求める場合があります。業務の実施状況については、適切に管理してください。

2 立入検査（法第 53 条第 2 項）

区は、法令等で定められた基準に従い適正に業務を実施しているかどうかを確認するため、事務所、営業所及び関係施設に立入検査を行うことができます。立入検査の対象は、浄化槽清掃の実施状況を把握するために必要な帳簿書類やその他の物件です。

なお、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

3 行政処分

(1) 許可取消、事業停止（法第 41 条第 2 項）

浄化槽清掃業者が以下の事項のいずれかに該当した場合、区長は許可を取消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ア 施設又は能力が許可の基準（法第 36 条第 1 号）に適合しなくなったとき。
- イ 清掃についての改善命令（法第 12 条第 2 項）に違反したとき。
- ウ 不正の手段により浄化槽清掃業の許可（法第 35 条第 1 項）を受けたとき。
- エ 欠格条項（法第 36 条第 2 号）に該当することとなったとき。
- オ 変更の届出（法第 37 条）をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- カ 清掃についての指示（法第 41 条第 1 項）に従わず、情状が特に重いとき。

(2) 改善命令（法第 12 条第 2 項）

浄化槽清掃業者が、法令に定められた基準に適合しない業務を行っている場合、区長は期限を定めて浄化槽の清掃について必要な改善措置を命ずることができます。

なお、事業停止命令や改善命令に従わない場合、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

4 罰則

(1) 直罰規定

浄化槽清掃業者が、浄化槽の清掃について守るべき義務に違反した場合には、行政処分とは別に刑事罰が科せられることがあります。

(2) 両罰規定

浄化槽清掃業者が法人の場合、代表者や従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、法人に罰金が科せられることがあります。

また、浄化槽清掃業者が個人の場合、従業員が違反行為を行ったときには、行為者が処罰されるほか、当該処理業者個人に罰金が科せられることがあります。

(3) 罰則一覧

違反行為	罰則	根拠法令
事業停止命令に違反したとき (法第 41 条第 2 項違反)	1 年以下の懲役又は	法第 59 条第 5 号
無許可で浄化槽の清掃を行ったとき (法第 35 条第 1 項違反)	150 万円以下の罰金	法第 59 条第 6 号
改善命令に違反したとき (法第 12 条第 2 項違反)	6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	法第 62 条
帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を 5 年間保存しなかったとき (法第 40 条違反)	30 万円以下の罰金	法第 64 条第 12 号
求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき (法第 53 条第 1 項違反)		法第 64 条第 15 号
立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき (法第 53 条第 2 項違反)		法第 64 条第 16 号
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたとき (両罰規定)	各本条の罰則又は科料	法第 66 条
変更の届出、廃業等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき (法第 37 条、第 38 条違反)	20 万円の以下の過料	法第 67 条

※このほか、各区の条例又は規則等による罰則規定もあります。

V 関係法令等

浄化槽法（抜すい）

（目的）

第1条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。
- 一の二 公共浄化槽 第12条の4第1項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、第12条の5第1項の設置計画に基づき設置された浄化槽であつて市町村が管理するもの及び第12条の6の規定により市町村が管理する浄化槽をいう。
- 二 浄化槽工事 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事をいう。
- 三 浄化槽の保守点検 浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。
- 四 浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。
- 五 浄化槽製造業者 第13条第1項又は第2項の認定を受けて当該認定に係る型式の浄化槽を製造する事業を営む者をいう。
- 六 浄化槽工事業 浄化槽工事を行う事業をいう。
- 七 浄化槽工事業者 第21条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をいう。
- 八 浄化槽清掃業 浄化槽の清掃を行う事業をいう。
- 九 浄化槽清掃業者 第35条第1項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。
- 十 浄化槽設備士 浄化槽工事を实地に監督する者として第42条第1項の浄化槽設備士免状の交付を受けている者をいう。
- 十一 浄化槽管理士 浄化槽管理士の名称を用いて浄化槽の保守点検の業務に従事する者として第45条第1項の浄化槽管理士免状の交付を受けている者をいう。

十二 特定行政庁 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 35 号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第 97 条の 2 第 1 項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。

（浄化槽によるし尿処理等）

第 3 条 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。

2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。

3 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

第 3 条の 2 何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設を除く。）を設置してはならない。ただし、下水道法第 4 条第 1 項の事業計画において定められた同法第 5 条第 1 項第 5 号に規定する予定処理区域内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する設備又は施設は、この法律の規定（前条第 2 項、前項及び第 51 条の規定を除く。）の適用については、浄化槽とみなす。

（浄化槽に関する基準等）

第 4 条 環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、技術上の基準を定めなければならない。

（中略）

8 浄化槽の清掃の技術上の基準は、環境省令で定める。

（清掃）

第 9 条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

第 10 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

- 2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者（以下「技術管理者」という。）を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。
- 3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第 48 条第 1 項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

（保守点検又は清掃についての改善命令等）

- 第 12 条** 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
- 2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10 日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

（許可）

- 第 35 条** 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。
 - 3 第 1 項の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。
 - 4 市町村長は、第 1 項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

（許可の基準）

- 第 36 条** 市町村長は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - 二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分があつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分があつた日から2年を経過しないもの
- ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分があつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分があつた日から2年を経過しないもの
- リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

(変更の届出)

第37条 浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、第35条第3項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から30日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第38条 浄化槽清掃業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

五 浄化槽清掃業を廃止した場合 浄化槽清掃業者であつた個人又は浄化槽清掃業者であつた法人の役員

(標識の掲示)

第 39 条 浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 40 条 浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第 41 条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第 36 条第 1 号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第 12 条第 2 項の命令に違反したとき。

二 不正の手段により第 35 条第 1 項の許可を受けたとき。

三 第 36 条第 2 号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。

四 第 37 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

3 第 35 条第 4 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(浄化槽管理士免状)

第 45 条 浄化槽管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、環境大臣が交付する。

一 浄化槽管理士試験に合格した者

二 環境大臣の指定する者（以下この章において「指定講習機関」という。）が環境省令で定めるところにより行う浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する講習（以下この章において「講習」という。）の課程を修了した者

第 48 条 都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区とする。）は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

(報告徴収、立入検査等)

第53条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

一 浄化槽管理者

二 浄化槽製造業者

三 浄化槽工事業者

四 浄化槽清掃業者

五 第10条第3項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士

六 指定検査機関

七 第42条第1項第2号又は第45条第1項第2号に規定する指定講習機関

八 第43条第4項又は第46条第4項に規定する指定試験機関

2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

環境省関係浄化槽法施行規則（抜すい）

（使用に関する準則）

第1条 浄化槽法（以下「法」という。）第3条第3項の規定による浄化槽の使用に関する準則は、次のとおりとする。

（中略）

三 法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの（以下「みなし浄化槽」という。）にあつては、雑排水を流入させないこと。

（以下略）

（清掃の技術上の基準）

第3条 法第4条第8項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純ばつ気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。
- 二 汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱室槽又はばつ気タンク若しくはばつ気槽に移送した後の全量とすること。
- 三 嫌気ろ床槽及び脱室ろ床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあつては全量とし、第一室以外の室にあつては適正量とすること。
- 四 二階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室又は消毒槽の汚泥、スカム等の引き出しは、適正量とすること。
- 五 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、流路及びばつ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばつ気タンク、流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。
- 六 第1号から第5号までの規定にかかわらず、使用の休止に当たって清掃する場合には、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。
- 七 前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行うこと。
- 八 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては、ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。
- 九 地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、ろ層を洗浄すること。

- 十 流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。
- 十一 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、使用の休止に当たって清掃する場合を除き、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。
- 十二 単純ばつ気型二次処理装置、流路、ばつ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。
- 十三 使用の休止に当たって清掃する場合には、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室及び沈殿分離槽の張り水には、水道水等を使用すること。
- 十四 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。
- 十五 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

(保守点検の時期及び記録等)

第5条 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。

- 2 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第10条第3項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第10条 法第35条第3項の規定による申請書は、次に掲げる事項を記載したものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の所在地
- 三 事業の用に供する施設の概要

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げるものとする。

- 一 清掃業許可申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 清掃業許可申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 三 清掃業許可申請者（清掃業許可申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその役員を含む。）が法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 四 清掃業許可申請者が次条第4号に該当する旨を記載した書類

五 前各号に掲げるもののほか市町村長が必要と認める書類

(浄化槽清掃業の許可の技術上の基準)

第11条 法第36条第1号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。
- 二 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
- 三 パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。
- 四 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。

(変更の届出の方法)

第12条 法第37条の規定による変更の届出は、第10条に定める申請書又は添付書類の記載事項のうち変更があつたものにつき、その内容及び変更年月日を記載した届出書を提出することにより行うものとする。

(標識の記載事項等)

第13条 法第39条の規定による標識の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 許可を行つた市町村長名
 - 三 許可番号、許可年月日及び許可の期間
- 2 法第39条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる標識は、様式第1号の4によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第14条 法第40条の規定による帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 清掃年月日
 - 二 清掃を行つた浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所
- 2 前項の帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。
- 3 第1項の帳簿の保存は、次によるものとする。
- 一 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
 - 二 帳簿は、閉鎖後5年間営業所ごとに保存すること。

【参考資料】

17協二第159号
平成18年1月6日

浄化槽保守点検業登録業者 各位

東京二十三区清掃協議会会長 高橋 久二
(公印省略)

浄化槽保守点検業登録制度の廃止について（お知らせ）

日頃より、東京23区の浄化槽行政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、浄化槽保守点検業の登録制度は、浄化槽法に基づき23区の条例により設けられています。

しかし、23区においては、下水道普及率は概成100%であり、浄化槽の設置基数は年々減少傾向にあります。このようなことから、登録制度を設けた初期の役割を概ね終えたものと考え、平成17年度末をもって保守点検登録制度を廃止することといたします。

浄化槽の保守点検は、浄化槽管理者の責務ではありますが、平成18年度以降も浄化槽管理士を擁する貴社に保守点検を委託する場合があります。今後、浄化槽管理者より区役所へ保守点検実施についての相談等があった場合は、「社団法人東京都生活水環境システム協会」を案内させていただきます。

引き続き、適正に保守点検を実施していただけますよう、お願い申し上げます。

なお、登録制度廃止に伴い貴社に特段の手続きをお願いするものではありません。

(平成17年度中の保守点検登録についての問い合わせ)

東京二十三区清掃協議会 調整第二課 許可登録係

東京都千代田区飯田橋3-5-1

東京区政会館12階

電話 (03) ××××-××××

FAX (03) ××××-××××

(平成18年4月以降の取扱いの問い合わせ)

各区役所 清掃主管課へ

(参考資料裏面)

浄化槽保守点検業登録制度廃止に伴う今後の役割分担 (概要)

	現行	平成18年4月以降
浄化槽 管理者	浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び清掃をしなければならない。 (浄化槽法第10条第1項) 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を登録制度が設けられている場合は当該登録を受けた者に、登録制度が無い場合は浄化槽管理士に委託することができる。 (浄化槽法第10条第3項)	保守点検、清掃の義務は変わりません。 保守点検を委託する場合、「登録業者」ではなく、浄化槽管理士へ委託をすることになります。
保守点検業者	各区条例に基づき、保守点検を営もうとする者は、登録を受けなければならない。	保守点検登録制度は廃止します。
区	各区は、条例により、保守点検業者の申請を審査し、基準に適合する場合には、保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。	しかし、区は浄化槽法に基づき浄化槽管理士が適正に保守点検を行うかどうかを引き続き監視します。 (浄化槽法第12条)

許可証再交付申請書

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

(届出者) 住 所

氏 名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

浄化槽清掃業の許可証を(紛失・き損)したので、当該特別区における根拠規定により、下記のとおり許可証の再交付を申請します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 紛失・き損年月日 年 月 日
- 3 紛失・き損理由

*許可証の再交付を申請する区を○で囲むこと。

備考：許可証のき損である場合には、き損した許可証を添付すること。

許可申請記載事項変更届

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
 品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
 豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

(届出者) 住 所

氏 名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

年 月 日付第 号で許可を受けた浄化槽清掃業について、次のとおり記載事項を変更したので、浄化槽法第37条の規定により届け出ます。

変更事項		
変更内容	新	
	旧	
変更理由		
変更年月日	年 月 日	

変更の日から30日以内に届出がない場合または虚偽の届出をした者は、浄化槽法67条の規定により、過料に処せられることがあります。

浄化槽清掃業廃業等届

年 月 日

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

(届出者) 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

年 月 日付第 号で許可を受けた浄化槽清掃業については、浄化槽法
第38条第 号に該当することとなったので次のとおり届け出ます。

廃業等をした 浄化槽清掃業者の氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
住所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	

※ 注意事項

この届出をしなければならない者は、浄化槽法第38条に基づき次の1から5のいずれかに該当する者です。

- 1 浄化槽清掃業者(個人)が死亡した場合、その相続人
- 2 浄化槽清掃業者(法人)が合併により消滅した場合、その役員であった者
- 3 浄化槽清掃業者(法人)が破産手続開始の決定により解散した場合、その破産管財人
- 4 浄化槽清掃業者(法人)が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合、その清算人
- 5 浄化槽清掃業を廃止した場合、浄化槽清掃業者であった個人又は浄化槽清掃業者であった法人の役員

変更の日から30日以内に届出がない場合または虚偽の届出をした者は、浄化槽法67条の規定により、過料に処せられることがあります。

(宛先) 区長

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

浄化槽清掃実績報告書(単独分・合併分)

年度浄化槽清掃実績を、次のとおり報告します。

30

搬入先 月	品川清掃作業所												計			
	清掃件数 (件)		搬入量 (k1)		清掃件数 (件)		搬入量 (k1)		清掃件数 (件)		搬入量 (k1)		清掃件数 (件)		搬入量 (k1)	
	届出済	その他	届出済	その他	届出済	その他	届出済	その他	届出済	その他	届出済	その他	届出済	その他	届出済	その他
4月																
5月																
6月																
7月																
8月																
9月																
10月																
11月																
12月																
1月																
2月																
3月																
計																
合計																

- (注) 1 この報告書は、毎年、前年4月1日から3月31日までのものを4月30日までに提出すること。
- 2 この報告書は、単独式浄化槽と合併式浄化槽で各一部ずつ提出すること。
- 3 報告期限までに提出がない場合または虚偽の報告をした者は、浄化槽法第64条の規定により、処罰されることがあります。

第5号様式

浄化槽清掃業の許可に係る欠格条項に該当しない者である旨の誓約書

環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第3号の規定により、申請者、下記申請者の法定代理人、下記申請者の役員は、欠格条項に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名（法人にあつては名称及び代表者名）

_____ 印

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

役職名（担当業務）	氏 名	住 所

※申請者、申請者の法定代理人および役員（監査役・監事含む）の名簿

※誓約書を提出する区を○で囲むこと。

第7号様式

浄化槽清掃業の営業に関し成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書

下記の者は、浄化槽清掃業の営業に関して法定代理人から営業を許され、成年者と同一の行為能力を有していることを申し出ます。

記

1 申請者の住所

2 申請者の氏名

年 月 日

申出人 住 所

氏 名

印

申請者との関係

千代田 中央 港 新宿 文京 台東 墨田 江東
品川 目黒 大田 世田谷 渋谷 中野 杉並
豊島 北 荒川 板橋 練馬 足立 葛飾 江戸川 区長様

*誓約書を提出する区を○で囲むこと。

見本 1

作 業 台 帳 (月 分)

清掃 年月日	作業場所 名称	浄化槽 管理者	所在地	処理方式	容量	单独 合併	清掃料金	浄化槽汚泥 搬入量	搬入先
合計									

浄化槽清掃記録

(3年間保存)

浄化槽施設名称				浄化槽設置場所					
浄化槽管理者 氏 名				浄化槽管理者 住 所					
処理方式		製品名		容量	人槽 m ³				
清掃年月日	年 月 日			前回清掃年月日	年 月 日				
作 業 内 容	単位装置等		清掃の実施	単位装置等		清掃の実施	汚泥沈殿率		
	共通事項	流入管きよ		全 ば っ 気 式 ・ 分 離 接 触 ば っ 気 方 式	沈殿分離室		汚泥引出量		
		インバート升			ばっ気室				
		移流管・移流口			ろ床（逆洗）		汚泥残量		
		流出口			沈殿室				
		放流管きよ			越流ぜき		汚泥処分先	清掃作業所 取扱所	
					消毒室				
			散気装置・機械						
	腐敗タンク方式	一次処理装置		合 併 処 理 浄 化 槽	かくはん装置		清掃後の 放流水の温度 ℃		
		散水ろ床			ブローア吸気口				
		平面酸化床			沈殿分離槽			清掃後の 放流水の透視度	
		送気口			嫌気ろ床槽				
		排気管			接触ばっ気槽			清掃後の放流水の イオン濃度	
		消毒室			越流ぜき				
			沈殿槽						
		消毒槽							
特 記 事 項									
清 掃 業 者	許可番号				清掃責任者印	浄化槽管理者印			

浄化槽の清掃に関する契約書

浄化槽所有者甲（ ）と
浄化槽清掃業者乙（ ）は、浄化槽の清掃業務に関し、
次のとおり契約を締結する。

記

- 1 浄化槽 基
型式
規模 人槽・m³
- 2 清掃方法
環境省関係浄化槽法施行規則第3条（浄化槽の清掃の技術上の基準）に従うほか、関係する監督諸官庁が定める諸法令を遵守して清掃作業を実施する。
なお、乙は清掃作業により発生した汚泥等を適切に処理しなければならない。
- 3 清掃料金 円（消費税 込・別）
- 4 清掃期日 年 月 日
- 5 その他
(1) 清掃作業完了後、当該浄化槽を通常の状態により使用している場合において、再び清掃が必要になるまでの期間（通常は約1年間）経過前にその機能が十分に発揮されない状況が生じたとき、それが乙の責に帰する場合、乙はその責を負うものとする。
(2) 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は各条項の解釈に疑義が生じた場合、法令等の定めに基づき誠意を持って協議し解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2部作成し、甲、乙各々記名押印の上各1通ずつ保有する。

年 月 日

甲（浄化槽所有者）： 印

乙（浄化槽清掃業者）： 印